

平成 29 年度

茨城県桜川市「地域おこし協力隊」募集要項

0. はじめに

【桜川市の概要】

桜川市は、平成 17 年 10 月 1 日に、岩瀬町・真壁町・大和村の 3 町村が合併して誕生しました。東京から約 70km 圏内、茨城県の中西部に位置し、総面積は 180.06km² となっています。北・東・南の三方を山並みに囲まれ、南には関東の名峰「筑波山」がそびえ、市の中央部を南北に、市名の由来にもなった「桜川」が流れるなど、豊かな自然環境に恵まれています。山から採れるみかげ石を利用した石材業や、平野部の肥沃な土地を利用した農業など、地域資源を活用した地場産業が息づいています。

当市は豊かな歴史に彩られたまちとしても知られ、茨城県初となる国の重要伝統的建造物群保存地区の「真壁の町並み」をはじめ、安産子育ての霊場として広く知られる「雨引山楽法寺」など、数々の歴史的遺産や名所旧跡が現存しています。

また、真壁の町並みを主な会場として開催される「真壁のひなまつり」は、2月4日から3月3日までの期間に 10 万人を超えるお客様が訪れ、茨城県の早春を代表するイベントとして賑わいを見せます。

春には、古来より「西の吉野、東の桜川」と並び称される国指定の名勝「桜川のサクラ」をはじめ、市内の山々に多数自生しているヤマザクラが、萌黄色の新緑と併せてパッチワーク模様のような眺望を見せます。特に、高峯のヤマザクラは、「まるで珊瑚礁のよう」と形容されるほどです。

【地域おこし協力隊募集の経緯】

桜川市では人口減少や少子高齢化の進行が著しく、働き手の減少、消費者の減少、地域コミュニティの担い手の減少が起きている。このため、農業や石材業などの地場産業の活性化、ヤマザクラなどの地域資源を活かした観光振興に向けた取り組みが急務となっています。

そこで、桜川市に定住しながら、新たな視点・発想により桜川市の個性と固有資源を活かした活動を行っていただける方を『桜川市地域おこし協力隊』として募集します。

最長 3 年間の任期の中で、地域活動に携わりながら、将来的に市内で起業や就業を目指す熱意ある方の応募をお待ちしております。

1. 主な活動内容

- (1) 「ヤマザクラ」と美しい桜の里を保全する活動
 - (2) 重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「真壁の町並み」や、市内を南北に走るサイクリングロード「つくば霞ヶ浦りんりんロード」などを活用した誘客・交流活動
 - (3) その他、地域の課題に応じた活動
- ※ 希望や適性等を考慮したうえで、従事する活動内容を調整します。
- ※ 上記活動のほか、桜川市が実施する PR 活動等も行います。

2. 募集人員

3 名

3. 応募要件

以下の要件をすべて満たす方とします。

(1) 現住所について、以下のⅠ～Ⅱのいずれかを満たしている方

Ⅰ. 三大都市圏（以下の 11 都府県）に住んでいる方（条件不利地域を除く。）

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、
京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

Ⅱ. 政令指定都市（以下の 20 市）に住んでいる方（条件不利地域を除く。）

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、
新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、
岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

※ 地域おこし協力隊経験者（同一地域における活動 2 年以上、かつ解嘱 1 年以内）は、上記Ⅰ・Ⅱの地域要件に関わらず、対象となります。

※ 条件不利地域とは、過疎、山村、離島、半島等の地域のことをいいます。

※ 地域要件の確認方法は、本要項末尾の「参考ア」をご参照ください。

(2) 地域おこし協力隊として任用開始後、桜川市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方

(3) 心身ともに健康で誠実に職務が遂行できる方

(4) 意欲と熱意があり、積極的に活動できる方

(5) 任用の日において概ね 20 歳以上 60 歳以下の方

(6) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方

※ 欠格条項の詳細は、本要項末尾の「参考イ」をご参照ください。

(7) 普通自動車免許を有する方

(8) パソコン、携帯電話等の情報通信機器を使用でき、ワード、エクセル、ソーシャルネットワーキングサービス等を活用できる方

4. 活動地域

桜川市内（PR などの場合は市外での活動があります。）

5. 雇用形態

「桜川市地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、市の特別職非常勤職員として任用します。

6. 任期

任用の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

※ 任用開始日は、相談して調整します。

※ 任用の期間は、活動に取り組む姿勢や事業成果等を考慮して 1 年毎の更新を行い、最長で平成 32 年 3 月 31 日まで延長することができます。

7. 勤務日数・勤務時間・休暇等

- (1) 活動日：月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）
- (2) 活動時間：午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間1時間を含む。）
- (3) 有給休暇：1年目は10日、2年目以降は20日

※ 休日や時間外に活動した場合は、振替（代休）での対応となります。

8. 報酬

月額166,000円とします。（各種手当、賞与等の支給はありません。）

9. 待遇及び福利厚生

- (1) 住居は、原則として市が借り上げた住居を無償貸与します。ただし、転居に係る費用、生活必需品、光熱水費等生活に必要な費用は自己負担とします。
- (2) 車両は、個人車両の持ち込みとし、車両使用料（燃料代含む。）月額15,000円を支給いたします。雇用開始までに車両の持ち込みが難しい場合はご相談ください。
- (3) パソコンや携帯電話は、各自の機器を利用していただきます。なお、機器使用料（通信費含む。）月額5,000円を支給いたします、
- (4) 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険）に加入します。
- (5) 活動に必要な経費は、活動内容に応じて予算の範囲内で補助します。
- (6) 活動に関連して出張する場合は、市の一般職員の例により旅費を支給します。
- (7) 副業は、地域おこし協力隊の活動に支障のない範囲で可能です。

10. 募集期間

随時（定員になり次第、募集を終了します。）

11. 応募手続き

(1) 応募方法

「13. 応募先・お問い合わせ先」まで電子メール、郵送又は持参により提出してください。

※ 持参の場合は、事前にご連絡いただき、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間にお越しください。

(2) 提出書類

- ・応募用紙（桜川市のホームページからダウンロードしてください。）
- ・顔写真（6か月以内に撮影したもの）
 - ※ 電子メールで提出する方は、画像ファイル（JPEG形式、1MB以下）を送付してください。
 - ※ 郵送又は持参により提出する方は、応募用紙に貼付してください、
- ・住民票の写し（3か月以内に取得したもの。コピー可）
- ・運転免許証のコピー

(3) 見学

桜川市内の見学案内を行うことができます。希望者は見学希望・日時を電話にて「13. 応募先・お問い合わせ先」までご連絡ください。

※ 見学案内は平日とします。

※ 桜川市までの交通費、昼食等の費用は個人負担となります。

(4) その他

- ・ 応募に係る費用はすべて応募者の自己負担となります。
- ・ 提出された書類は返却しません。また、提出された個人情報については、本応募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

12. 選考方法

(1) 第1次選考

- ・ 書類選考により第1次選考を行います。
- ・ 選考結果は、応募者全員に応募用紙に記載の住所に文書で通知します。

(2) 第2次選考

- ・ 第1次選考合格者を対象に、面接による第2次選考を実施します。
- ・ 試験日時・場所等については、後日連絡いたします。
- ・ 選考結果は、参加者全員に文書で通知します。

※ 選考に係る費用（面接会場までの交通費等）は応募者の負担となります。

13. 応募先・お問い合わせ先

桜川市役所 総合戦略部 ヤマザクラ課（大和庁舎 3階）

所在地：〒309-1293 茨城県桜川市羽田 1023 番地

電話番号：0296-58-5111（代表）

電子メール：yamazakura_s@city.sakuragawa.lg.jp

【参考ア】 地域要件の確認方法

総務省ホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」にて、現住所の市町村の「地域要件区分」の欄をご確認ください。

●特別交付税措置に係る地域要件確認表

http://www.soumu.go.jp/main_content/000483768.pdf

○対象となる方

「3大都市圏内 都市地域」

「3大都市圏外 都市地域」（指定都市に限る。）

「3大都市圏内 一部条件不利地域」※

「3大都市圏外 一部条件不利地域」（指定都市に限る。）※

※ 現住所が条件不利区域の場合、対象外となります。

○対象とならない方

「3大都市圏外 都市地域」（指定都市を除く。）

「3大都市圏内 全部条件不利地域」

「3大都市圏外 全部条件不利地域」

「3大都市圏外 一部条件不利地域」（指定都市を除く。）

【参考イ】 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項について

地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項は以下のとおりです。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 桜川市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者